

共済時報No. 565（令和3年7月30日発行）
横浜市職員共済組合 医療福祉課医療給付係
電話 671-3402 FAX641-0915
http://www.yokohama-kyosai.or.jp/

必ず提出してください。扶養状況調査（検認）

組合員の被扶養者として認定された方が、引き続き被扶養者としての要件を備えていることを確認するため、地方公務員等共済組合法施行規程第97条に基づき、扶養状況調査（検認）を実施します。

共済組合は、皆様からお預かりしている大切な掛金により運営されています。保険給付の適正化を図り、公平公正な運営のため、ご理解、ご協力をお願いいたします（扶養状況調査の趣旨等については、全組合員に配付している「令和3年度 職員共済ガイド」P.73をご覧ください）。

今回の調査対象者	令和2年3月31日以前に共済組合の被扶養者に認定された①～④の者 ① 配偶者 ② 父母 ③ 令和3年4月1日時点で22歳以上の子 ④ 送金確認が必要な別居の被扶養者、その他共済組合が指定する者※
調査方法	8月初旬～中旬頃 に各所属を通じて、「共済組合扶養状況調査票」を配付いたします。必要事項を記入し、次の提出書類とあわせて提出してください。
提出期限	①～③該当者 <u>各所属の定める期限までに、各所属の共済組合事務担当課へ提出</u> ④該当者 <u>令和3年9月30日までに、直接共済組合へ庁内メールで提出</u> ※期限までに提出がない場合、現在お持ちの被扶養者証が無効となることがあります。

※④に該当する場合は、調査票と共に案内文を送ります。

○提出書類

被扶養者の状況に応じていずれかを提出していただきます。詳しくは調査票と共に配付される「令和3年度 共済組合扶養状況調査（検認）の実施について」をご確認ください。

- ・住民票（世帯全員の続柄記載のもので、マイナンバーの記載のないもの）（※1）
- ・令和3年度課税（非課税）証明書（※1）…対象の被扶養者のもの
所得内訳等の明細が記載されているもの
- ・被扶養者にパート・アルバイト収入がある場合…直近3か月分の給与明細書、雇用契約確認書
- ・被扶養者に不動産・事業・営業収入等がある場合…確定申告書の写し一式（収支内訳書等も含む）
- ・被扶養者が年金を受給している場合…年金額改定通知書、年金振込通知書の写し等
- ・その他の収入のある被扶養者…状況に応じて収入の内容が確認できる書類
- ・**別居扶養の場合…令和3年4月以降の送金が確認できる書類**（金融機関発行の利用明細書や現金書留封筒の写し）を全て提出。（次の「別居扶養と送金について」参照）

上記以外にも、調査対象となった被扶養者の状況に応じて共済組合より別途、他の書類の提出をお願いする場合があります。

※1 住民票・課税（非課税）証明書は有料です。被扶養者の適正な資格確認を行うため、ご協力をお願いします。

<横浜市職員共済組合員（本市常勤、フルタイム再任用職員）の方へ>

○別居扶養と送金について

組合員と被扶養者が離れて生活している場合、組合員からの送金によって生活が維持されていること（生活費の半分以上が職員の送金によること）が、被扶養者の資格を維持する条件となります。送金の証明は、第三者が送金事実を確認できる書類（共済ガイドP.65 参照）に限ります。**手渡しは一切認められません**。振込依頼書等の控えは、必ず保管しておいてください。

紛失等により、求められた送金証明の提出ができない場合、送金の事実が確認できない期間の最初まで遡って扶養から外れていただくこととなりますので、十分ご注意ください。

○扶養状況調査に関してよくある質問

扶養認定の届出の詳細に関しては、共済ガイドのP58～P73をご覧ください。

【扶養状況調査（検認）について】

Q1 扶養状況調査（検認）とは何ですか？

A1 共済組合の被扶養者は、「組合員の家族だから」という理由だけで自動的に認定されるものではありません。法律によって定められた範囲と要件を満たし、かつ組合員の申請に基づき共済組合によって認定された方が、共済組合の被扶養者となります。

ただし、扶養関係は、時間の経過によって被扶養者の収入が増加した、被扶養者と別居した等の変化が生じることもあります。そのため、一度認定された被扶養者の方でも引き続き認定される状態にあるかどうかを常に確認する必要があります。この確認を行うのが「扶養状況調査（検認）」です。

Q2 何のために調査するのですか？

A2 共済組合では、被扶養者の医療費（7割分等）を負担しています。

また、共済組合から後期高齢者医療制度に対して後期高齢者支援金を納付しておりますが、この金額は、加入者数（組合員+扶養家族）に応じて決まることになっています。これらの支出の財源は、組合員の皆さんからいただいている貴重な掛金及び事業主負担（＝税金）がもとになっています。掛金は、それぞれの組合員の標準報酬月額にその年度の掛金率を乗じて算出されており、被扶養者の分は徴収されていません。被扶養者のいない組合員も、被扶養者が複数いる組合員も標準報酬月額が同じであれば掛金は同じ金額です。

要件を満たさない方を被扶養者に認定していることは、共済組合の財政を圧迫し、組合員の皆さんの掛金の負担増や加入者全員へのサービス低下につながる原因にもなりかねません。

共済組合の公平・公正な運営のため、被扶養者の収入状況調査（検認）を行っています。組合員の皆様のご協力をお願いします。

<横浜市職員共済組合員（本市常勤、フルタイム再任用職員）の方へ>

Q3 扶養状況調査（検認）の根拠は何ですか？

A3 地方公務員等共済組合法施行規程第97条及び第100条第2項が根拠です。

(組合員証の検認等)

第97条 組合は、組合の定めるところにより、組合員証の検認又は更新をするものとする。

2 組合員は、検認、更新又は記載事項の訂正のため、組合員証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。

3 組合は、前項の規定により組合員証の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、更新し、又は記載事項を訂正して、その者に交付しなければならない。

4 第一項の規定により検認又は更新を行なった場合において、その検認又は更新を受けない組合員証は無効とする。

(組合員被扶養者証)

第100条

2 第九十五条から前条までの規定は、組合員被扶養者証について準用する。この場合において、前条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第十九号の二による組合員被扶養者証整理簿」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と読み替えるものとする。

この条文を受けて横浜市職員共済組合では、「横浜市職員共済組合運営規則」、「横浜市職員共済組合被扶養者認定事務処理取扱要領」及び「令和3年度検認審査基準」により、扶養状況調査（検認）を実施しています。

【住民票について】

Q4 住民票は、どこで取ればよいのですか？有料ですか？

A4 お住まいの市区町村の担当窓口でお取りください。横浜市内にお住まいの方は、市内の区役所や行政サービスコーナー、マイナンバーカード所有者はコンビニで取得できます。住民票を取っていただく際には手数料がかかりますが、適正な被扶養者認定のためにご協力ください。

Q5 7月に取った住民票が手元にありません。これではだめですか？

A5 最新の世帯状況を確認するため、8月以降に取得された住民票の提出をお願いします。

<横浜市職員共済組合員（本市常勤、フルタイム再任用職員）の方へ>

【課税（非課税）証明書について】

Q6 課税（非課税）証明書とは何ですか？どこで取ればよいですか？

A6 課税（非課税）証明書は、その人に住民税が課税されているか、税額はいくらか、課税されている収入は何か等を証明するものです。その年の1月1日に住んでいた市区町村の担当窓口で取ることができます（他の市区町村では名称が異なる場合があります。）。横浜市内にお住まいの方は、市内の区役所、行政サービスコーナーで取ることができます。

なお、必ず、給与支払額、年金支払額等の詳細な内訳が記載されているものを取得してください。所得内訳等が省略されているものが提出された場合、取り直していただくこととなります。

証明書を取っていただく際には手数料がかかりますが、適正な被扶養者認定のためにご協力をお願いします。

Q7 課税（非課税）証明書はいつの時点のものを取ればよいですか？

A7 令和3年度の証明書をお取りください。

令和3年1月1日時点で、現在のご住所とは別の市区町村にお住まいになっていた場合は、証明書は1月1日にお住まいだった市区町村でお取りいただくようになります。

Q8 非課税証明書の所得欄等が「***」となっています。税金の申告をしないといけないのでしょうか？

A8 税法上どなたかの被扶養者になっているため所得の申告をしていない場合は、「***」と印字される場合があります（市区町村で異なります。）。その非課税証明書で問題ありません。

Q9 私の配偶者は、税の扶養控除対象者となっています。「所得」がないことは明らかなのに課税（非課税）証明書を取らなければならないのですか？

A9 共済組合の扶養認定の際に言う「収入」は税法上の「所得」ではありません。

共済組合で必要経費として認める項目と税法上の項目は異なり、事業・不動産・営業収入等がある被扶養者の場合、税法上の「所得」は「0」で課税されていなくても、共済組合の扶養認定では、収入が基準額以上と判定されて認定できない場合があります。

調査の際に課税（非課税）証明書を提出していただくのは、被扶養者への課税の有無や税額を確認するためではなく、収入の有無及び種類（給与・営業・不動産・配当等）を確認するためです。そのうえで、事業・不動産・営業・配当等の所得が課税（非課税）証明書に記載されている被扶養者については、経費を控除する前の収入金額を確認するために確定申告書の写しの提出を併せてお願いしています。そのため、課税（非課税）証明書をお取りになる際は、税額だけでなく、所得金額、所得控除額、扶養控除の内訳等詳細な内容の記載のあるものを取得してください。

Q10 被扶養者に営業所得があります。課税（非課税）証明書では、所得は「0」で課税されていません。確定申告書の写しの提出がいるのですか？

A10 営業収入や事業収入等から税額を算出する際に控除される項目と、扶養認定の際に収入から控除される項目は必ずしも同じではありません。そのため、課税（非課税）証明書に記載されている所得金額ではなく、控除前の収入金額を確認するために確定申告書一式の写しの提出をお願いしています。

<横浜市職員共済組合員（本市常勤、フルタイム再任用職員）の方へ>

【送金の証明書について】

Q11 送金の際の振込明細書を紛失してしまいました。通帳のコピーではだめですか？

A11 第三者が見て、誰が（振込人）、誰に（受取人）、いつ、いくら送金しているかがわかる記載があれば、通帳のコピーでも問題ありません（詳しくは共済ガイドP.65<送金方法について>をご覧ください。）。

送金の事実が確認できる書類がない場合、「送金の事実がない」ものとして、送金の事実が確認できなくなった時点まで、遡って被扶養者資格を喪失する手続きが必要となります。別居の被扶養者がいる場合は、必ず送金の事実が確認できる書類を保管しておいてください。

組合員名義の口座から、別居の被扶養者がキャッシュカードで引き出している場合の利用明細書、別居の被扶養者が作成した領収書等では、送金の事実が客観的に確認できないため認められません。

Q12 別居している母を扶養しています。お金は手渡ししているため振込明細書などがありません。

A12 金融機関のATM利用明細書、現金書留封筒の写しなど、第三者が見て、誰が、誰に、いつ、いくら送金しているかがわかる書類がない場合には、送金している事実が客観的に確認できないため「送金の事実がない」ものとして、送金の事実が確認できなくなった時点まで遡って被扶養者資格を喪失する手続きが必要となります。

別居の扶養認定の場合、生活費の「手渡し」では組合員が生活費を負担している実態が確認できないため認められないことは、認定の際にもご説明しております。また、毎年度、全職員に配付している「職員共済ガイド」や、YCANに掲載している「共済時報」などで「手渡しでは認められません」とご案内しています。

【その他の必要書類について】

Q13 配偶者が障害年金を受給しています。課税（非課税）証明書を取ったところ私の扶養控除

対象者で「非課税」となっていますが、障害年金の額改定通知書の写しの提出が必要ですか？

A13 被扶養者自身に標準的な生活を営むことができる恒常的な収入がどの程度あるかということが扶養認定の判断基準となります。そのため、遺族年金や障害年金等の非課税の年金であっても恒常に受け取っているものは、収入とみなされます。課税（非課税）証明書には出てこなくても年金の受給がある場合は、必ず額改定通知書の写しを提出してください。ご自身で積み立ててきた個人年金や企業年金も同様です。

なお、額改定通知書が発行されていない場合は、直近の振込通知の写しを提出してください。

Q14 被扶養者にパート収入がありますが、5月～7月支給分の給与明細書を紛失してしまいました。

A14 5月～7月支給分のうち1か月分だけを失ってしまったような場合には、その旨を記載し、提出できる直近の3か月分のご提出をお願いします。2か月分以上失ってしまった場合や、すべて手元にない場合は、勤務先で給与支払等証明書に記入してもらってください（「給与支払等証明書」の様式は、横浜市職員共済組合のウェブページからダウンロードできます）。

Q15 直近3か月（5月～7月）支給分の給与のうち、ひと月でも給与支払額が108,334円以上のときに、「雇用契約確認書」が必要になるのはなぜですか？

A15 共済組合の扶養認定では、年額の収入基準額のほかに月額収入基準額も設けられています。60歳未満で公的年金の受給の無い方は、年収130万円未満が限度となりますが、1か月あたり108,334円以上の収入が継続的にあると見込まれる場合は、勤め始めた日から被扶養者資格を喪失していただきます。

月によって著しく収入が変動するような場合では、1か月の収入が108,334円以上になっただけで扶養を外れなければならないということではありません。しかし、108,334円以上の収入が継続した場合、向こう1年間で収入基準（年間130万円）を上回る可能性があるため、共済様式の「雇用契約確認書」で雇用形態（時給や勤務時間・日数など）を確認し、扶養の可否を判断いたします。

なお、「雇用契約確認書」は調査票と共に配付する「令和3年度 共済組合扶養状況調査（検認）の実施について」に添付しています。

【その他】

Q16 扶養の要件を満たさなくなっていたにもかかわらず、喪失の手続をしていませんでしたが、どうなりますか？

A16 事由発生日に遡って資格喪失となります。至急、被扶養者資格を喪失する手続をしてください。喪失日以降に受診した被扶養者の医療費（共済組合では医療費の7割分等を負担しています。）や共済組合が給付した附加金がある場合は、組合員から共済組合へ返還していただくことになります。医療費の返還については、共済ガイドP.30をご覧ください（本来はそのようなことがないよう、速やかに手続していただくのが原則です。）。

Q17 今回の調査の結果、共済組合の扶養の要件を満たしていないので、扶養資格の喪失手続をするよう所属の担当者に言われました。庶務事務システムに入力すればよいですか？

A17 今回の調査により被扶養者の資格を喪失される方の「扶養減」の申請は、庶務事務システムには入力しないでください。3枚複写の紙様式、又はYCAN掲載のデータ様式「被扶養者申告書」に被扶養者証（保険証）と事由発生日を確認できる書類（共済ガイドP.72「扶養減の事由発生日及び申告に必要な添付書類等」参照）を添えて区・局の共済組合事務担当課へご提出ください。今回の調査で、事由発生日を確認できる書類を共済組合に提出済みの場合は添付不要です。

Q18 扶養状況調査（検認）に必要な書類を提出しない（応じない）場合はどうなりますか？

A18 地方公務員等共済組合法施行規程第97条及び第100条第2項の規定により、現在お持ちの被扶養者証は無効となります。

扶養状況調査（検認）を受けずに無効となった被扶養者証を使って医療機関等で受診した場合、または、被扶養者資格を取り消された日以降に受診していた場合、共済組合が負担した医療費を返還していただくことになります。